

長岡市公告第 7 2 号

長岡市農用地利用集積計画の決定について（公告）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）第 1 8 条第 1 項に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、旧農業経営基盤強化促進法第 1 9 条の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 2 8 日

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

農用地利用集積計画の備付場所
長岡市農林水産部 農水産政策課